

## 第5章 まちづくりの推進方策

### 1. 実現方策の検討

これまでの将来都市像、都市整備方針及び地域別整備方針を基に、本市の中心である「矢板市街地」、市域南部の中心的役割を担う「片岡市街地」、そして「矢板市街地及び片岡市街地を除いた区域」において想定される実現方策、取組主体及び事業スケジュールを設定します。

「取組主体」及び「事業スケジュール」の区分は以下のとおりとします。

#### [取組主体]

**市民・事業者** … 市民や民間事業者が主体となって取り組む事業等

**協働** … 市民・民間事業者と行政が連携・協力しながら取り組む事業等


**行政** … 行政が主体となって取り組む事業等


#### [事業スケジュール]

**短期** … 令和5年から令和9年までの5年間

**中期** … 令和10年から令和14年までの5年間

**長期** … 令和15年から令和24年までの10年間

 … 事業の実施、施設等の維持・管理、計画・制度の運用

 … 計画等の策定・検討

(1)矢板市街地

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ ・土地区画整理事業（完了地区）	→ 行政 ⇒
		→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	→ 行政 ⇒
		→ ・公共下水道事業	→ 行政 ⇒
		→ ・道路里親制度・道ぶしん制度	→ 協働 ⇒
	地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ ・地区計画	→ 協働 ⇒
		→ ・建築協定	→ 市民・事業者 ⇒
		→ ・緑地協定	→ 市民・事業者 ⇒
	⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ ・美化活動等	→ 協働 ⇒
	中心市街地のにぎわいや活力の創出	⇒ 中心市街地のあり方の明確化	→ ・中心市街地活性化
⇒ にぎわいを支える環境の整備		→ ・都市再生土地区画整理事業	→ 行政 ⇒
⇒ 多様な交流を促す場の形成		→ ・公園整備事業	→ 行政 ⇒
		→ ・街角広場整備事業	→ 行政 ⇒
		→ ・空き店舗・空き地活用支援	→ 協働 ⇒
		→ ・老朽建物更新支援	→ 協働 ⇒
⇒ 中心市街地へのアクセス性の向上		→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
		→ ・共同駐車場整備の検討	→ 協働 ⇒
⇒ 中心市街地へ人を引き込む仕掛けづくり	→ ・誘客イベント開催	→ 市民・事業者 ⇒	
観光・交流機能の向上	⇒ 「道の駅やいた」へ人を引き込む仕掛けづくり	→ ・誘客イベント開催	→ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→		→	・都市基盤施設の維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	→	→	→	・適切な事業推進と維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進 (地区計画区域については適切な運用)
⇒	→	→		
⇒	→	→		
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	- - -	- - -	- - -	・J R 矢板駅西側事業者の意向把握 ・中心市街地のあり方の検討 等
⇒	- - -	- - -	- - -	・事業の導入検討・推進
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	- - -	- - -	→	・整備箇所の検討 ・事業の実施
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	- - -	- - -	- - -	・支援制度の検討
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	- - -			・計画の策定
⇒	- - -			・J R 矢板駅西側事業者の意向把握等
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 市街地内を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 快適な歩行空間の形成	→ ・まちなかウォークアブル推進事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	→ 協働 ⇒	
防災機能の向上	⇒ 災害対策活動拠点の形成(市役所)	→ ・市役所本庁舎の整備	→ 行政 ⇒
	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	→ ・公共施設等耐震化事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	→ ・道路事業・街路事業	→ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	→ 行政 ⇒
	⇒ 幹線道路沿道や地域の不燃化の促進	→ ・地域地区(防火地域・準防火地域)	→ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	→ ・洪水浸水想定区域における対策工事	→ 行政 ⇒
→ ・雨水排水対策事業		→ 行政 ⇒	
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	→ ・防災組織活動等	→ 協働 ⇒	
良好な市街地景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	→ ・矢板市景観計画の運用	→ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	→ ・保全活動等	→ 協働 ⇒
環境に配慮した市街地の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	→ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	→ 行政 ⇒
		→ ・太陽光システム設置補助	→ 協働 ⇒
⇒ 二酸化炭素の吸収源の確保	→ ・生垣設置に関する支援制度	→ 協働 ⇒	
新市街地ゾーンの市街化の検討	⇒ 新市街地ゾーンのあり方の検討	→ ・方策の検討	→ 行政 ⇒
		→ ・適正な土地利用の転換	→ 行政 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>優先順位の決定及び事業推進</li> <li>適切な維持・管理</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の導入検討</li> <li>事業の実施</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な運用・見直し等</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定</li> <li>適切な運用・見直し等</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施検討・推進</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>優先順位の決定及び事業推進</li> <li>適切な維持・管理</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進</li> <li>適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>地域地区指定の検討</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施検討・推進</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進及び適切な維持・管理</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者の参画促進及び継続的な支援</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者の参画促進及び継続的な支援</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な運用・見直し等</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>支援制度の周知及び活用促進</li> </ul>
⇒				<ul style="list-style-type: none"> <li>支援制度の周知及び活用促進</li> </ul>
⇒				
⇒				

(2)片岡市街地

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	⇒ 都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ ・(都)片岡駅西口通り、東西の駅前広場等	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公共下水道事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路里親制度・道ぶしん制度	⇒ 協働 ⇒
	⇒ つつじが丘ニュータウン(白地地域)における土地利用の規制・誘導方策の活用	→ ・地域地区(用途地域)	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
		→ ・建築協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
		→ ・緑地協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
	⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ ・美化活動等	⇒ 協働 ⇒
日常生活を支える商業地の形成	⇒ J R 片岡駅東側の商業地の再生	→ ・空き店舗・空き地活用支援	⇒ 協働 ⇒
		→ ・老朽建物更新支援	⇒ 協働 ⇒
	⇒ (都)片岡駅西口通り沿道への商業施設の適切な誘導	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
	⇒ J R 片岡駅周辺へのアクセス性の向上	→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 市街地内を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・(都)片岡駅西口通り	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 快適な歩行空間の形成	→ ・歩道整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・橋上駅、東西自由通路等	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	→	→	→	・適切な事業推進と維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・用途地域指定 ・適切な運用
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進 (地区計画区域については適切な運用)
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・支援制度の検討
⇒	→	→	→	・適切な運用
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・計画の策定
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・計画の策定
⇒	→	→	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
防災機能の向上	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	→ ・公共施設等耐震化事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	→ ・道路事業・街路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 幹線道路沿道や地域の不燃化の促進	→ ・地域地区 (防火地域・準防火地域)	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	→ ・土砂災害警戒区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
		→ ・雨水排水対策事業	⇒ 行政 ⇒
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	→ ・防災組織活動等	⇒ 協働 ⇒	
良好な市街地 景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	→ ・矢板市景観計画の運用	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	→ ・保全活動等	⇒ 協働 ⇒
環境に配慮した 市街地の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
		→ ・太陽光システム設置補助	⇒ 協働 ⇒
⇒ 二酸化炭素の吸収源の確保	→ ・生垣設置に関する支援制度	⇒ 協働 ⇒	
新市街地 ゾーンの 市街化の検討	⇒ 新市街地ゾーンのあり方の検討	→ ・方策の検討	⇒ 行政 ⇒
		→ ・適正な土地利用の転換	⇒ 行政 ⇒



	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・事業推進
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・事業推進 ・適切な維持・管理及び新規公園・緑地の検討
⇒	- - -	- - -	- - -	・地域地区指定の検討
⇒	- - -	- - -	- - -	・事業の実施検討・推進
⇒	→	→	→	・事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	- - -			・計画の策定
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・支援制度の周知及び活用促進
⇒	- - -	- - -	- - -	
⇒			→	

(3)矢板市街地及び片岡市街地を除いた区域

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
良好な居住環境の維持・向上	⇒ 都市基盤施設の適切な維持・管理及び整備	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公園整備事業（農村公園）	⇒ 行政 ⇒
		→ ・浄化槽設置に対する補助金の交付制度	⇒ 行政 ⇒
		→ ・道路里親制度・道ぶしん制度	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域特性に応じたまちづくりのルールを活用	→ ・地区計画	⇒ 協働 ⇒
		→ ・建築協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
		→ ・緑地協定	⇒ 市民・事業者 ⇒
⇒ 身近な環境美化活動の推進	→ ・美化活動等	⇒ 協働 ⇒	
観光・交流機能の向上	⇒ 「山の駅たかはら」等観光・交流拠点へのアクセシビリティの向上	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 「山の駅たかはら」等観光・交流拠点へ人を引き込む仕掛けづくり	→ ・誘客イベント開催	⇒ 市民・事業者 ⇒
安全・安心な移動環境の形成	⇒ 集落を効率的に連携する道路ネットワークの形成	→ ・道路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 学校等公共公益施設周辺における快適な歩行空間の形成	→ ・歩道整備事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 利便性の高い公共交通の確立	→ ・矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 誰もがわかりやすい案内・誘導サインの形成	→ ・公共サイン計画の策定	⇒ 協働 ⇒

	短期	中期	長期	備考
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	・制度の充実と周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	・制度の周知及び活用促進
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→	→	→	・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	- - -	- - -	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等
⇒	→	→	→	・市民・事業者の参画促進及び継続的な開催
⇒	→	→	→	・優先順位の決定及び事業推進 ・適切な維持・管理
⇒	→	→	→	
⇒	→	→	→	・適切な運用・見直し等
⇒	- - -	→	→	・計画の策定
⇒	- - -	- - -	→	・計画の策定 ・適切な運用・見直し等

取組	内容	想定される実現方策	取組主体
防災機能の向上	⇒ 指定避難場所となる施設等の機能充実	→ ・ 公共施設等耐震化事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 緊急輸送道路の整備促進	→ ・ 道路事業	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 身近な避難場所となる公園・広場や避難路となる狭隘道路の整備	→ ・ 道路事業	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 公園整備事業（農村公園）	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 台風やゲリラ豪雨等による浸水・冠水や土砂災害等の被害対策	→ ・ 洪水浸水想定区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 土砂災害警戒区域における対策工事	⇒ 行政 ⇒
⇒ 地域の自主防災組織等の育成・強化	→ ・ 急傾斜地崩壊対策事業	⇒ 行政 ⇒	
良好な集落景観の形成	⇒ 地域特性に応じた景観形成	→ ・ 防災組織活動等	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 地域の景観資源の保全・活用	→ ・ 矢板市景観計画の運用	⇒ 協働 ⇒
環境に配慮した居住環境の形成	⇒ 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	→ ・ 保全活動等	⇒ 協働 ⇒
		→ ・ 矢板市地域公共交通網形成計画の運用	⇒ 協働 ⇒
		→ ・ 矢板市地域公共交通計画の策定	⇒ 行政 ⇒
自然環境の保全・活用	⇒ 山地・山麓部の森林及び丘陵地の里山林の保全・整備	→ ・ 太陽光システム設置補助	⇒ 協働 ⇒
		→ ・ 緑地保全地域	⇒ 行政 ⇒
		→ ・ 生産基盤整備	⇒ 行政 ⇒
	⇒ 河川沿川における生態系の保護及び自然環境の保全・活用	→ ・ 森林組合活動等	⇒ 市民・事業者 ⇒
		→ ・ 環境保全・美化活動等	⇒ 協働 ⇒
	⇒ 良好な田園環境の保全・活用	→ ・ 農業生産基盤の整備	⇒ 行政 ⇒
→ ・ 営農活動の継続化等に対する支援		⇒ 市民・事業者 ⇒	

	短期	中期	長期	備考
⇒	→			・事業推進
⇒	→			・優先順位の決定、事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→			
⇒	→			・適切な維持・管理
⇒				・事業の実施検討・推進
⇒	- - -	- - -	- - -	
⇒				
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			・矢板市景観条例や景観形成ガイドラインの適切な運用
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			・適切な運用・見直し等
⇒	- - -			・計画の策定
⇒	→			・支援制度の周知及び活用促進
⇒	- - -	- - -	- - -	・地域地区指定検討
⇒	→			・事業推進及び適切な維持・管理
⇒				・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援
⇒	→			
⇒	→			・事業推進及び適切な維持・管理
⇒	→			・市民・事業者の参画促進及び継続的な支援

## 2. 計画の推進に向けて

### (1)都市計画マスタープランの推進に向けた基本的な考え方

#### ①協働を基本としたまちづくり

- ・行政と市民・事業者との連携・協力や適切な役割分担に支えられた協働のまちづくりを基本とし、市民・事業者が参画しやすい環境づくりに努めます。
- ・「行政が主体的に行うこと」、「市民・事業者が主体的に行うこと」、「行政・市民が連携・協力して行うこと」、それぞれが自らの役割と責務を認識しながら事業の実現を図ります。

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが都市づくりの主役であるという意識の向上</li> <li>・地域の再認識と身近な都市づくりからの実践</li> <li>・当事者間の相互理解と合意形成に基づく協働を基本としたまちづくりの推進</li> <li>・社会性や公共性に基づく都市づくりへの主体的な参加と協力</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランに即した都市づくりへの理解と協力</li> <li>・利害関係者の合意形成を得るための積極的な情報公開</li> <li>・公共公益施設等の整備に対する行政への支援</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランの有効性の積極的なPR</li> <li>・都市づくりに対し市民及び事業者等が意思表示する機会の拡大</li> <li>・事業・制度の導入に対する市民及び事業者等の理解と協力の獲得</li> <li>・計画的かつ秩序だった都市づくりの推進</li> </ul>

#### ②事業化による本計画の実現

- ・都市計画マスタープランにおいて想定される実現方策等については、「やいた創生未来プラン」の実施計画に位置付け、事業化（予算化・事業実施）を図ります。
- ・土地利用、都市施設などの都市計画決定にあたっては、都市計画マスタープランに示される各方針に基づいて実施します。

#### ③都市計画や都市再生に関わる制度等の活用

- ・「協働のまちづくり」の基本姿勢のもと、都市計画制度や都市再生に関わる制度（都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度）等の積極的な活用による、効果的なまちづくりや事業の推進を図ります。

土地利用の規制・誘導	用途地域、特定用途制限地域、防火地域・準防火地域、地区計画、建築協定、緑地協定、緑地保全地域等
都市施設の整備	道路などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上下水道やごみ処理場などの供給処理施設、河川などの水路等
市街地開発事業の実施	土地区画整理事業
開発許可制度の運用	土地開発指導要綱
立地適正化計画の活用	立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業等
景観法等の活用	景観計画、景観条例、屋外広告物条例

## (2)推進体制の整備

### ①庁内推進体制の整備

庁内体制の整備検討	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合的で整合のとれたまちづくりや戦略的な施策の展開を図るため、都市計画部門のみならず、企画・財政・福祉・環境・農政・商工観光・建設・防災・教育など広く関連する部門を含めた、庁内の横断的な連絡調整体制づくりを進めます。</li><li>・地域別の詳細な整備に対応する体制づくりを検討します。</li></ul>
他部門事業との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・各部門（自然、都市防災、景観、歴史文化、情報通信等）の支援施策等の最適な手法の導入に努めます。</li><li>・中心市街地活性化、地域公共交通再生等に関わる施策の展開を図ります。</li><li>・農政サイド、商工観光サイド、環境サイド、福祉サイド等における支援施策の活用に努めます。</li></ul>
まちづくりに関わる財源の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりの実現に必要な財源の確保や、財政基盤の強化に努めます。</li></ul>

### ②市民参加プロセスの充実

- ・個別のまちづくり事業における市民参画の促進を図ります。（地域懇談会、まちづくりモニター懇談会等の実施・強化）
- ・市民主体の自主的なまちづくり（ボランティア、NPO等）に対する協力・支援体制の充実を図ります。
- ・将来都市像の実現に向けた民間事業者等（民間企業、商工会、JA等）との積極的な連携・協力を努めます。

### ③国・県との連携

- ・国や県が所管する事業等の実施について、都市計画マスタープランの内容に基づきながら、連携・調整を図るとともに、早期対応の協力を要請します。

### (3)進捗状況の把握と見直し（都市計画マスタープランの進行管理システム）

#### ①事業スケジュールに基づいた進捗状況の把握

- ・市民参加型となる（仮称）都市計画マスタープラン進行管理会議の新たな設置を図り、短期・中期・長期の段階計画に基づいた進捗状況の評価・検討を実施するとともに、評価結果等について幅広く公表します。
- ・まちづくりに対する満足度を把握する市民意向調査の実施（進捗状況の評価・検討の際に活用）を検討します。

#### ②上位計画等との整合

- ・上位計画（「やいた創生未来プラン」や県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）の改定内容等との整合性の確保に努めます。

#### ③都市計画マスタープランの見直し

- ・社会経済情勢等の変化や上位計画の改定内容等を踏まえた適切な見直しを行うとともに、実施計画と連動した事業の点検・評価や事業スケジュールに基づく進捗状況の評価・検討による見直しを行います。